

平成 22 年 9 月 8 日に開催した平成 22 年度第 5 回公立大学法人静岡文化芸術大学経営審議会の結果は、次のとおり

1 静岡文化芸術大学学則の一部改正について

(1) 趣旨

学則で定める入学資格について、学校教育法施行規則との整合性を図るため及び入試方法の変更に伴い、入学検定料を一定の条件に合致する場合に返還することができるよう、学則の一部改正を行う。

(2) 審議結果

入学検定料の返還を申請できる者の要件のうち、本人の過失によるものについては返還する必要が無いのではないかと意見が出たが、他の国公立大学も同様の扱いをしていることから、議案どおり、全員の同意により議決された。

2 静岡文化芸術大学大学院学則の一部改正について

(1) 趣旨

入試方法の変更に伴い、入学検定料を一定の条件に合致する場合に返還することができるよう、学則の一部改正を行う。

(2) 審議結果

特に意見はなく、全員の同意により議決された。

3 公立大学法人静岡文化芸術大学の中期計画の認可申請について

平成 22 年 8 月 19 日付で、静岡県知事に対し認可申請したことを報告

4 公立大学法人静岡文化芸術大学年度計画（案）について

年度計画（案）について、作成状況及び今後の作業スケジュール等を説明し、意見を伺った。主な意見は次のとおり

- ・「検討」が多いように感じる。
- ・誰が何をいつどうやって実施するかが重要である。